



空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、仙台空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

仙台空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

〈空港管理者〉

東京航空局、仙台空港事務所

〈関係事業者〉

仙台国際空港（株）、日本航空（株） 仙台空港所、全日本空輸（株） 仙台空港所、アイベックスエアラインズ（株）、（株）AIRDO 仙台空港所、スカイマーク（株） 仙台空港支店、（株）フジドリームエアラインズ、Peach Aviation（株）、東北エアサービス（株）、東邦航空（株） 東北事業所、オールニッポンヘリコプター（株） 仙台基地、（株）ジャムコ、（株）パシフィック、国土交通省 東北地方整備局 塩釜港湾・空港整備事務所、財務省 横浜税関 仙台空港税関支署、法務省 仙台出入国在留管理局 仙台空港出張所、厚生労働省 仙台検疫所 仙台空港検疫所支所、農林水産省 動物検疫所 北海道・東北支所 仙台空港出張所、農林水産省 横浜植物防疫所 塩釜支所 仙台空港分室、海上保安庁 第二管区海上保安本部 仙台航空基地、陸上自衛隊 霞目駐屯地 岩沼訓練場、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所 岩沼分室、航空保安大学校 岩沼研修センター、独立行政法人 航空大学校 仙台分校

〈関係地方公共団体〉

宮城県、名取市、岩沼市

○協議会における協議事項

- （1）推進計画の作成に関する事項
- （2）推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- （3）推進計画の変更に関する事項
- （4）航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- （5）関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- （6）関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- （7）空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- （8）その他協議会が必要と認める事項